

平成 26 年度 練馬区いじめ一掃プロジェクト 実施要項

練馬区教育委員会

1 目的

練馬区におけるいじめをなくし、子供たちが明るく楽しい生活が送れるように、子供たちがいじめについて考え防止する気持ちを育む。

2 主催

練馬区教育委員会 練馬区立幼稚園長会 練馬区立小学校長会 練馬区立中学校長会

3 実施事業

(1) 「練馬区いじめ防止標語」の募集について

周知方法

各校にて、別添「『いじめ防止標語』の募集について」を表面に、「いじめ防止標語応募票」を裏面に印刷のうえ、児童生徒に配付する。

提出方法

- ア 小学校 1・2・3 年の部 10 点
- イ 小学校 4・5・6 年の部 10 点
- ウ 中学校の部 10 点

各学校で以上の点数を選考し、各学校で取りまとめのうえ、提出する。

提出締め切り

各学校が教育委員会へ提出する締め切りは、平成 26 年 12 月 9 日(火)とする。

提出先

練馬区教育委員会担当指導主事あて交換便にて送付する。

選考および表彰

- ア 小学校 1・2・3 年の部 最優秀 1 点、優秀 3 点、入選 6 点
- イ 小学校 4・5・6 年の部 最優秀 1 点、優秀 3 点、入選 6 点
- ウ 中学校の部 最優秀 1 点、優秀 3 点、入選 6 点

応募のあった中から教育指導課での第一次選考、いじめ防止標語選考委員会協力委員会による第二次選考、いじめ防止標語選考委員会による最終選考を経て、各部門の表彰者を決定する。

その他

- ・実施にあたっては、いじめの防止や抑制に対する標語の果たす役割や意味を確認し、読む人の立場を考えたうえで、言葉に込める思いや願いを学級で話し合うなど、全ての児童生徒が参加できるように配慮する。

- ・入賞作品を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。
- ・応募作品等は、各校で掲示するなどその活用に心がける。

(2)「いじめ一掃取組月間」の設定

実施期間

平成26年11月1日(土)～11月30日(日)

<「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(平成26年第2回)に実施する。>

実施内容

- ア 各学校(園)で「いじめ一掃取組月間」の取組を下記の3点について事前に設定する。
- ・「学校のいじめ問題対応方針」に基づいて授業・保育で実施したいじめ防止に関する活動(授業・保育部門)
 - ・「学校のいじめ問題対応方針」に基づいて児童会・生徒会が主体となって実施したいじめ防止に関する活動(児童会・生徒会部門)
 - ・保護者・地域と連携して実施した活動(保護者・地域との連携部門)
- イ 各学校でいじめについての講話を全校朝会等で実施するとともに、学校(園)だより等を通じて家庭や地域と連携し、幼児児童生徒の意識を高めること。
- ウ いじめにかかわる実態アンケート(いじめの実態把握のためのアンケート用紙使用)を活用し、いじめについての実態を把握する。
- エ 授業等におけるいじめに関する指導の実施、個別面談の実施、教育相談期間の設定等を行い、いじめの解消に向けて継続的・組織的に対応をする。
- オ 児童会、生徒会によるいじめ防止運動を実施し、「いじめは絶対に許されない・許さない」という意識を醸成する。
- カ 児童生徒および家庭・地域へ「ネットいじめ」の防止についても働きかけ、子供たちの健全育成に取り組む。

実施報告

教育委員会が指定する「いじめ防止実践事例報告書」にて取組内容(授業・保育部門、児童会・生徒会部門、保護者・地域との連携部門)を報告する。

実践事例報告書の提出期限

平成26年12月 9日(火)

表彰

学校（園）奨励賞

「いじめ一掃取組月間」に顕著な成果を上げている幼稚園 1 校、小学校 2 校、中学校 1 校を学校（園）奨励賞として表彰する。表彰基準は、以下のとおりである。

- ・小中学校において「練馬区いじめ防止標語」の実施において、顕著な成果を上げていると教育委員会が判断した学校であること
- ・学校だより等、「『練馬区いじめ防止標語』の実施」の取組を家庭や地域等へ広報・啓発に努めていること
- ・家庭や地域との協力体制の構築に努めていること
- ・取組に継続性が認められること

なお、学校奨励賞を受賞した学校（園）は、その優れた取組を実践事例としてまとめ、「平成 26 年度いじめ防止実践事例発表会」で発表する。

（3）「平成 26 年度いじめ防止実践事例発表会」の開催

開催日時

平成 27 年 1 月 26 日（月）16 時 00 分～17 時 00 分

ねらい

これまでの「いじめ防止シンボルマーク」、「いじめ撲滅宣言」等の募集の実績を踏まえ、平成 26 年度内に実施された児童会・生徒会活動等の特別活動や、道徳の時間、行事等で実践されているいじめ防止に関する内容を発表し、いじめの未然防止およびいじめ改善の一助とする。

内容

ア 練馬区いじめ防止標語の表彰

イ 学校奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

- ・「学校のいじめ問題対応方針」に基づいて授業・保育で実施したいじめ防止に関する活動（授業・保育部門）
- ・「学校のいじめ問題対応方針」に基づいて児童会・生徒会が主体となって実施したいじめ防止に関する活動（児童会・生徒会部門）
- ・保護者・地域と連携して実施した活動（保護者・地域との連携部門）

発表の形式

ア 練馬区いじめ防止標語の表彰

最優秀作品を応募した児童生徒が全体の前で発表し表彰する。

イ 学校奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

それぞれの実践を 10 分程度で発表する。

その他

入賞作品および実践事例を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。